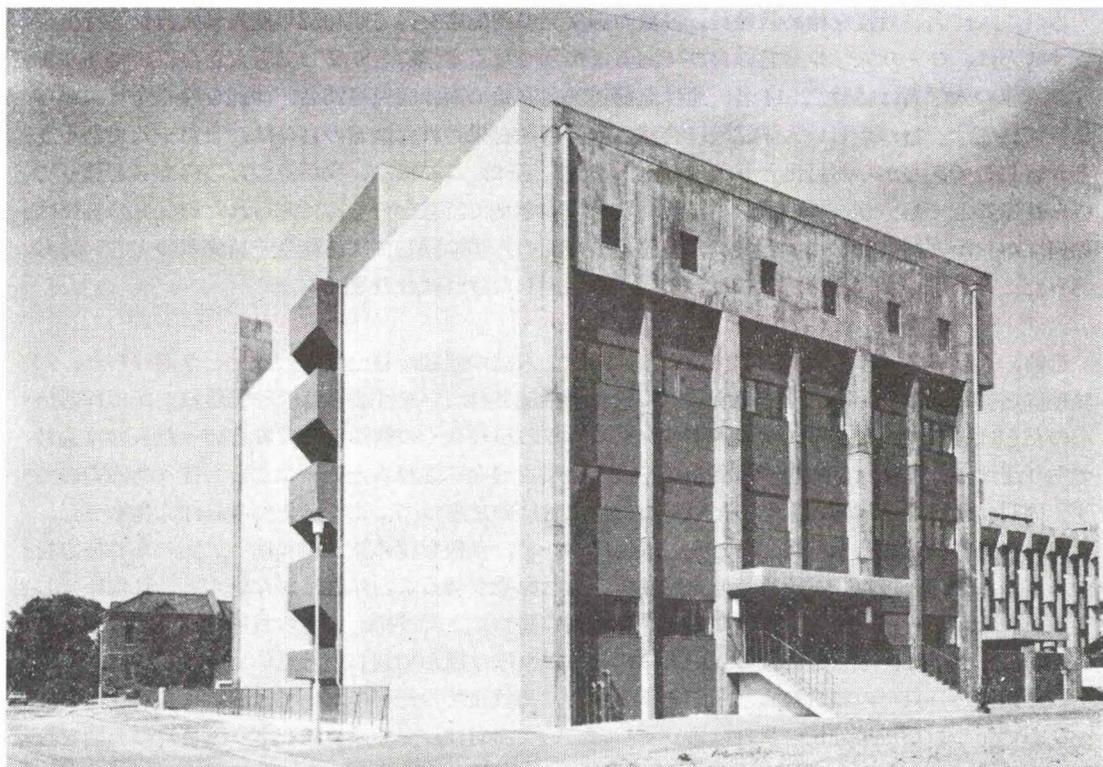


京大広報

No. 139

京都大学広報委員会



医学部附属動物実験施設（本学医学部構内）

（昭和49年6月竣工。医学部附属の教育研究施設で、(1)良質な実験動物の生産及び供給、(2)良質な実験飼育環境の実現を目指している。—関連記事8ページ「紹介」—）

目次

入学式における総長のことば 岡本道雄……………2	学生部長の交替……………7
分限処分の審議経過(2)……………5	医療技術短期大学部主事の交替……………8
「京都大学招へい外国人学者等 受入れ要項」の制定……………5	防災研究所長の交替……………8
新規程による大学院審議会の発足と 大学院制度検討委員会の解散……………6	<紹介> 医学部附属動物実験施設……………8

入学式における総長のことば

岡 本 道 雄



本日ここに名誉教授を始め教職員、多数の御父兄の御臨席を得て昭和52年度入学式典を挙行出来ますことは、ひとり入学生諸君の喜びであるばかりでなく本学にとりまして大きな喜びであります。本年の入学者は総数2,514名、北は北海道20名を始め南は鹿児島25名、沖縄を除く全日本から集っています。むつかしい入学試験に合格され、目的を果された諸君の喜びは、また一入であろうとお察しして、心からお目出とうと申し上げます。春は、この桜は、我が身のためにあると思っていられることでしょう。この際、小学校から大学入学まで諸君を育てて来られた御父兄の喜びは如何ばかりかとお察ししますと共に、又諸君の今回の入学に際しては諸先生や諸先輩の大きい力もあったことと思います。諸君はこれらの人々に感謝しなければなりません。



近時、大学に多数の若者が入学するようになり、入試の問題が社会問題としてとりあげられ、入試地獄と言われたり、また「一発勝負」の欠点が指摘されています。私は「一発勝負」が常に悪いものだとは思っていません。勿論、ギャンブルにみる様な全くの偶然にかけるといったものは論外であります。地味な努力をつみ重ねて、後は全てを運命に委ねるといったことも往々あるものです。同じ様な機会が何回でもあるといった気持は甘いのであって、よく考えてみれば人生もまた、きびしい勝負の連続とも言えましょう。人生において、価値を認めた目標に向って実のある努力をつみ重ねたのち、厳しい試練に自分を賭けて、それを乗り越えることは避けがたいことではないでしょうか。しかし、入試というような目先きの勝負に勝つことだけが、人生の目的であってはなりません。これからは、もっと周期の長いものもしっかり取り組んで欲しいと思います。

この観点から只今の諸君の大学入学をみますと、高校までの過程においては諸君は多彩な可能性をひめていましたが未分化の状態にありました。いま諸君は、一つの決断をもって自己の専門を選択し、諸君の人生をそれぞれの分野に方向づけ、分化の第一歩をふみ出そうとしているわけです。諸君は凡ゆる可能性の中から唯一度の人生の中で一つの方向を選び、社会の中での自らの役割を自ら決定しようとしている。その意味では厳しい試練の道を再び歩もうとしているわけです。入試のような短期のものではなく、息の長い周期を持つ試練であり、地味な努力の積み重ねがあってはじめて、その目的を果しうるものです。今日、京都大学に入学し、本当の意味での人生の勝負に向って出発し、大学生活を始められる諸君に一人の先輩として一言饒の言葉を送ります。



これまでの諸君は京都大学に入学することが目的であって、京都大学について余り知らないことと思います。京都大学の生い立ち、その特徴および現在の問題点と言ったものを簡単に述べてみましょう。京都大学は1897年(明治30年)に創立され、本年は創立80周年に当たります。人生では80才と言えば高令であり、また日本の国立大学としては東京大学につぐ古い大学であります。世界の大学とくに欧州の大学からみれば若い大学であります。明治の初め、欧米の諸国はすでに近代化を終えて近代国家としての発展を実現しており、アジア諸民族と諸国家はその脅威のもとにあったの

が実情で、そのなかで小国日本は民族的団結を以って国家社会の近代化に全力をあげてきました。

明治政府は明治5年以来、イギリス、フランス、アメリカ、ドイツなど欧米の学校教育制度の導入を試み、早くも1877年（明治10年）東京大学を発足させ、これを欧米の文化、学問移入の門戸として近代化を進めました。その後20年経って新政府の形も整い教育制度の方針も決った時、関西に今一つ国立大学をという声があがった。学問本来の性質上、政治の影響から遠く、しかも日本文化の伝統にとむ京都に目をつけ、当時大阪から移って来た第三高等中学の土地に設立されたのが京都帝国大学であります。第三高等中学は後に第三高等学校となり、入学後諸君が初めて学ぶ教養部のところに移りました。本部の校門も教養部の校門も、この歴史を記念するため、当時の形をそのまま保存しています。

創立当時の京大は理工科、法科、医科、文科の4分科大学、21講座、教員9名、学生数47名であったようですが、現在本学はこの本部キャンパスのほか宇治キャンパスを始め、その研究施設は北は北海道の演習林、南は桜島火山観測所まであり、講座部門数574、研究所13、施設・研究センター68、全教員数2,517名、学部学生数11,610名、大学院学生数3,265名、学生総数14,875名、職員数3,399名、総計20,791名の大世帯です。

明治政府が大学を設置するのに当って特に考慮を払った点が二つあります。その一つは大学教育と国の政治政策との関係、いま一つは西欧の学問と日本固有の学問との調和の問題であります。

すでに述べた様に政府は国の近代化をいそぎ西欧文化の窓口として大学に期待することの多かったことは勿論であります。大学には大学として時々の政治行政とかかわりなく真理を追求するという使命があります。この点、先に創立された東京大学がわが国の近代化に大きく貢献して来たのに対して、大学固有の目的である真理の探求、学問研究を主眼とする大学というのが、京都大学の特徴的な学風として重んじられたのは自然の成り行きでありました。



学問が何ものにも囚われず真理を探求するとき、何よりも精神の自由が大切であります。これから諸君は、「大学の自治」という言葉をよく聞くことでしょうが、これは、研究者が学問研究における自由を確保するために、少くともその人事は研究教育の立場から大学が主体的に決めることを中心とするものであります。京大のこれまでの歴史では、この大学の自治を確保するため、沢柳事件、滝川事件など多くの事件がありました。また学問の性質については、西欧の学問と日本および東洋の学問との調和をはかるという点で、京都という文化の土壌の故もあって、京都大学は特に大きな特徴を持っています。いわゆる「京都学派」とされるものは、本来は西田哲学の伝統をひいた一派を世間で呼んだ言葉であります。もっと一般的な意味で西欧の学問を吸収しながらそれを咀嚼し、しかもそれに囚われないで日本人、東洋人としての自己に素直な素地から生み出された学問と、それらの人々を指しています。

これから諸君が学ぶ学問には、知識の断片といったものから、一つの体系を持ったイデオロギーや理論と呼ばれるものまでありますが、それらを識ることは必要であります。それらに安易に乗りかかるのではなく、それをむしろ肥料として自己の土壌に学問の花を咲かせるのが京都学派というものです。人文科学の領域と同様、自然科学の世界でもこの点ではすぐれた人々を生んでいるのでありまして、これから諸君の学ぶ教養部のキャンパスからは3人のノーベル賞物理学者が生まれていることは御承知のことでありましょう。



このように諸君の選んで入学して来た京都大学は学問研究の場として輝かしい歴史と伝統を持って大きい歩みをつづけて来ています。しかし、この大学の自治、学問の自由も、一步誤ると困ったことになりかねません。大学の自治は、本来学問研究の自由のためのものであります。これを誤って大学においては何をしてもよいという如き錯覚を持っているとしか思えぬ行為が行なわれます。

また、一つのイデオロギーに乗ってでないと物が考えられないようでは、自らの内なる自由を失ったものと言わねばなりませんし、さらに自己の主張を他に強制するというのも大学の内なる自由を奪うことです。学問は、自由な魂による批判と創造とから始まるものでありますから学外に向けてと同様、学内相互間でも批判のあることは当然であって、その活発な批判精神こそ大学の重要な要素であります。しかし、自らの信条に固執する余り、他人の考えを許さない偏狭な考え方や態度は、大学の自由な学問研究にとって大きな障害となります。批判は、大学にとって極めて大切なものでありますが無駄までも学問創造の道順であります。浅薄、無責任な批判は誰にでも出来ますが、創造には地味な努力の積み重ねが必要であります。

最近、学問の自由とくに大学の自治という言葉が、その因って来るところの自覚と反省なく安易に用いられ、本来の厳しさを失っています。およそ研究や教育は、人間の最高の知能と精神を必要とするものでありますので、そのために要請される学問の自由や、大学の自治は世の法令以上に厳しい性格をもつものと思うのです。この際、安易な気持ちで自治や自由といった言葉のもとに勝手なことを行なっていると、社会一般からの大学への信頼と尊敬を失うだけでなく、本学の学問それ自体が生彩を欠くに至るのでないかと恐れるのであります。



以上、入学された諸君に京都大学の生い立ちの概略とその学風、さらに現況といったものをお伝えしたのですが、ここで大学と高校以下の学校との相違点について述べておきます。

それは大きくは二つあります。その一つは、大学は教育の場であるといっても他人の学説を受け取りたり暗記したりするだけのところではありません。教師は皆研究者です。自ら研究を行ない自己の識見を持って従来の学説を批判選択して、教えるというよりも諸君に語りかけるものであり、また学生の側も自ら積極的な批判精神をもって共に考えなければなりません。もちろん、大学において新しく教わる専門的な事項も多い訳で、それらについて記憶することも必要ですが、基本的には常に考えつつそれらを受けとることが必要です。これは、ひとり教師から教わる学問についてだけ言えることでありません。諸君自らが周囲から受ける思想とそれへの行動についても自ら自分の頭でよく考えて、付和雷同することのないよう注意して欲しいのです。無自覚に他人について行ったというだけでは、京都大学に入って学問をする大学人にふさわしくないわけです。

いま一つ他の学校と異なるのは、大学が学術の中心、研究の場であるということです。大学一般、ことにわが京都大学のような古い大学は、文字通り日本学術の中心であり、われわれは第三者として日本の学術を評論するのではなく、われわれこそこの日本の学術の直接の担当者であり、間接には世界学術の推進者であることです。大学は常に学術において世界的な緊張、歴史的な緊張の中にあるのです。

京都大学は、京都市にある大学というだけでなく、世界の文化に貢献する意味で世界の大学であります。この意味でも諸君は、自ら志を立て努力をかさねて良い大学に入って来られたものと思います。ただし、ここで自信をもつことはよろしいが、慢心と倨傲は自らの理想の低さを物語るものです。高い峰に登れば登る程、他にもそびえる峰々がまだまだあることがわかります。世界的視野に立って謙虚に勉強する覚悟を決めて欲しい。初心というものでしょう。初心をつらぬき息の長い勝負を覚悟して前進して欲しいと思います。



最後に、医学部の出身である私として、諸君にこの大学生活の間に体を鍛えておいて欲しいことをつけ加えます。私は専門が脳でありますので、肉体と精神の関係が普通一般に考えられている以上に密接不離であることを知っています。智力はもちろんであります。意欲、創造力、判断、勇気、決断といったものまで、すべて健やかな肉体から生まれるものです。内臓も含めて全身の筋肉や関節からの情報が脳に伝わるほか、体内で産出されるホルモンが脳の精神活動を支えています。

最近、フランスの医師等が発表した文章の中に、戦後30年間に国際政局を支配したリーダーの中には、現役中に相当深刻な心臓や脳血管などの病気をしていたものがあることが報ぜられています。核兵器時代の現代において、ひと握りの大国首脳の判断如何で人類の運命が左右されることは理解出来ることで、これら大国首脳の責任は極めて重大であります。その重責を果すため、彼らは常に心身共に健やかでなくてはなりません。

諸君は好むと好まざるとにかかわらず、地位のいかんは別として、それぞれの時代、それぞれの領域でリーダーとなる人達です。何も世界や国家の例を挙げるまでもなく、家族の一員としても健康な体から生れる諸君の物の考え方が家族に大きな影響をあたえることは自明のことです。

肉体には、それぞれ鍛えるべき人生の時期があります。諸君の肉体とくに循環器などは今こそ鍛えるべき時です。青年期に鍛えた体でなくては壮年、老年に達して、その一生で得た知識と経験を十分、社会に還元しつづることが出来ません。本当に、ここぞと思う人生の峰に立った時十分その使命が果せません。どうか、スポーツに親しみ体を鍛えて下さい。この体育館は、京都大学創立70周年にさいして諸君の先輩の寄付で建てられたものです。大いに利用して下さい。

さて、今日より諸君は京大生であります。新入学生諸君はわが京都大学のホープであり、新しい生命であります。京都大学は本年80才を迎えました。年々歳をとりながらも若い諸君によって同時に年々若さを加えてゆきます。諸君によってわが京都大学は、その古い輝かしい伝統に更に新しい業績と光彩を加えてゆくのです。諸君に大きな期待をかけて、これを以って私の祝辞とします。

(本稿は、本年4月11日の入学式における総長のことばを整理したものである。)

<大学の動き>

分限処分の審議経過 (2)

本学経済学部竹本信弘助手の分限処分の審査については、その後、参考人に対し、昭和52年2月26日付の書面をもって評議会に出席方懇請いたしましたところ、3月10日付及び3月19日付の書面により、上記懇請状の内容等について質問が出されました。これに対し、3月16日付及び3月24日付の書面をもって、評議会の審議の内容にかかわる部分を除き、回答しました。

その間、3月22日に参考人の代理人を名のる人が来学し、総長又は評議員代表者と面談したい旨の申し出がありました。評議会開催中でもあり、また突然の申し出でもあって、参考人と同氏

との関係を了知することができなかつたので、面談いたしませんでした。

その後、参考人から3月26日付の書面により代理人を選任した旨の通知を受けました。当方としても詳細な事情を承知するため、事務局を通じ代理人と連絡をとった結果、その委任内容の詳細について了知することができました。評議会としては、参考人の出席を得るため、更に事務局を通じ現在各種の問題について代理人と接触中であります。

なお、評議会は、参考人の問題と併行して、無断欠勤と行方不明の背景となる諸事情につき法規問題との関連において審議中であります。

昭和52年4月26日

京都大学総長 岡 本 道 雄

「京都大学招へい外国人学者等 受入れ要項」の制定

このたび、外国人研究者の本学への受入れに関して別紙要項が制定され、本年4月1日から実施された。

従来、勤務の契約による外国人教員以外の外国

人研究者は、いわゆる無給契約により、または部局において適宜な方法により受け入れられてきたが、このような取り扱いを改善整備する必要がある。これら外国人研究者の本学における位置づけを明確にするとともに、受入れ手続についての基準を設けるため、この要項が定められたものである。本要項の主たる内容を要約すると次のと

おりである。

1. 勤務の契約による外国人教員以外の者で、原則として1月以上にわたって部局の研究教育に貢献し、本学の講師と同等以上の資格があると認められるものは、当該教授会の議に基づき、「京都大学招へい外国人学者」（以下「招へい外国人学者」という）として当該部局の長が受け入れるものとする。
2. 招へい外国人学者のうち、受入れ期間が3月以上であり、本学教授と同等以上の資格があると認められる者に対しては、当該部局の教授会の議に基づき、総長は、「京都大学招へい教授」の名称を付与することができる。
3. 日本学術振興会の国際交流事業及び日本国際教育協会の帰国外国人留学生短期研究制度により招へいされる外国人研究者のうち、(1)本学の申請又は推薦によるものは、招へい外国人学者として受け入れられる場合を除くほか、「京都大学外国人共同研究者」（以下「外国人共同研究者」という）として当該部局の長が受け入れるものとし、また(2)本学以外の申請又は推薦によるもので、本学に1月以上滞在するものは、招へい外国人学者として受け入れられる場合を除くほか、外国人共同研究者として当該部局の長が受け入れることができる。

本要項による招へい外国人学者及び外国人共同研究者は、本学の客員(Guest)として位置づけられるものである。なお、本要項の制定にともない本学における外国人は、(1)勤務の契約による者、(2)本要項による者、(3)研修規程による者、(4)研究生規程による者、(5)通則による者、または(6)訪問者のいずれかとして受け入れられることになる。

京都大学招へい外国人学者等受入れ要項

- 1 この要項は、本学における国際交流の一層の進展に資するため、外国人研究者の本学への受入れに関し必

要な事項を定める。

- 2 外国人研究者で次の各号に該当するものは、京都大学招へい外国人学者（以下「招へい外国人学者」という。）として受け入れるものとする。
 - (1) 国立学校設置法施行規則（昭和39年文部省令第11号）第30条の2の勤務の契約による者でないこと。
 - (2) 原則として1月以上にわたって部局の研究教育に貢献する者であること。
 - (3) 本学の教授、助教授又は講師と同等以上の資格があると認められる者であること。
- 3 招へい外国人学者の受入れは、当該教授会（又はこれに代わる機関。以下同じ。）の議に基づき、当該部局の長が行う。
- 4 招へい外国人学者の受入れ期間は、1年以内とする。ただし、必要がある場合は、3と同様の手続により、その期間を延長することができる。
- 5 招へい外国人学者のうち、次の各号に該当する者で適当と認められるものに対しては、総長は、当該教授会の議に基づき、京都大学招へい教授を称せしめることができる。
 - (1) その受入れ期間が引き続き3月以上の者であること。
 - (2) 本学教授と同等以上の資格があると認められる者であること。
- 6 次の各号に掲げる者で本学の申請又は推薦によるものは、招へい外国人学者として受け入れる場合を除くほか、京都大学外国人共同研究者（以下「外国人共同研究者」という。）として受け入れるものとする。
 - (1) 日本学術振興会の国際交流事業により招へいされる外国人研究者
 - (2) 日本国際教育協会の帰国外国人留学生短期研究制度により招へいされる外国人研究者
- 7 本学以外の申請又は推薦による6の各号に掲げる者で、本学において1月以上滞在するものは、招へい外国人学者として受け入れる場合を除くほか、外国人共同研究者として受け入れることができる。
- 8 外国人共同研究者の受入れは、当該部局の長が行う。
- 9 2から8までに定めるもののほか、招へい外国人学者及び外国人共同研究者の受入れに関し必要な事項は、当該部局の定めるところによる。
- 10 外国に長期間滞在する日本国籍を有する研究者の受入れについては、この要項による外国人研究者に準じて取り扱うことができる。
- 11 この要項は、昭和52年4月1日から実施する。ただし、この要項実施の際現に本学に受け入れられている外国人研究者の取扱いについては、この要項の定めにかかわらず、なお従前の例による。

新規程による大学院審議会の発足 と大学院制度検討委員会の解散

京都大学大学院制度検討委員会は、昭和48年2月に設置されて以来、本学大学院制度の改善について審議して来たが、このほど任務を終え、去る

3月29日解散した。

以下にこの委員会の4年間にわたる足跡を簡単に記すこととする。なお委員会の審議結果の主要なものは、京大広報に掲載されて来た。

- (1) 昭和48年2月6日の評議会でこの委員会の設置が決定され、5月1日第1回の会議が開かれ

た。委員会の任務は、本学大学院制度の改善について、当時大学設置審議会で検討されていた大学院設置基準に適合し、かつ学内の同意を得た実行可能な案を策定することであった。この第1回会議で平場安治教授（法学部）が委員長に選出された。

(2) 48年4月、大学設置審議会大学基準分科会が「大学院および学位制度の改善について」の中間報告を発表して各大学に意見を求めたので、委員会は本学を代表して意見をまとめ、7月3日総長に答申した（広報№85）。

(3) 同年10月から、本学大学院の実態について詳細な調査を行ない、翌49年2月から大学院制度の改善について審議を始めた。そして8月以後、数回にわたって学内の意見を徴しながら、「大学院制度改革に関する中間案」（49年11月19日答申。広報№102）を経て、50年3月31日、基本的方針「大学院制度の改革について」を答申した（広報№109）。この間、20回の委員会が開かれ、更に草稿作成のための小委員会が7回開かれている。この答申は4月8日の評議会で承認され、同時にこれに拠る諸規程の整備の作業が委員会に委嘱された。

(4) 50年5月から規程改正について全面的な審議を始めたが、大学院設置基準が同月から施行されたので、急を要する点だけについての通則の改正を、6月10日に答申した。これは6月24日の評議会で決定された。

(5) 大学基準協会から、我が国の大学院一般に関する種々の問題点について本学に意見を求められたのに対して、50年9月19日、意見を総長に答申した。

(6) 委員会では、大学院に関連する規程の整備を、通則及び学位規程の改正並びに大学院の管理運営に関する規程の新設という形で行なうこととし、数個の他大学の実情調査等をも行なって、慎重に原案を作成した。これについて各部局の意見

を尋ね、また拡大部局長会議等の機関と協議した後、51年5月31日、上記3規程の改正・新設を、これらに関する委員会の説明を添えて答申した（広報№125）。これらは6月8日の評議会で決定された。

(7) 全学的規程の改正に伴う研究科規程の改正のために、51年7月参考資料を作成して、各研究科に送付した。その後、各研究科規程の改正案の検討・調整が総長から委嘱され、その審議の結果を52年2月10日に答申した。これは3月14日の大学院審議会を経て、3月15日の評議会で決定された。

(8) 委員会は、これによって任務を完了し、52年3月29日の評議会決定によって解散した。ちなみにその活動期間中、通算して委員会が52回、小委員会が27回開かれている。

以上の様に、大学院制度検討委員会は、大学院の新制度を発足させることをその任務とした。各種の問題の中で、この種の委員会で結論を出すことが適当でないと考えられた事項や、時間的制約のために審議できなかった事項があったが、これらは、大学院審議会で引きつづき審議されることとなった。

大学院審議会は、新しい規程の下で52年1月11日に第1回の会議を開催した。この会議で、「制規等専門委員会」を設置することが決定され、その要項が定められた。

この専門委員会の任務は、大学院に関する規程等についての審議会からの諮問事項を検討することである。またその構成は、審議会から3名、各研究科から1名ずつ、附置研究所全体から2名、及び特に審議会議長（総長）が委嘱した者若干名（現在1名）から成っている。専門委員会は2月14日に第1回の会議を開き、委員長に吉沢尚明委員（理学研究科）が指名された。当面の審議事項は、審議会が大学院制度検討委員会から引きついで問題が主なものである。

学生部長の交替

坂本慶一学生部長は、4月22日辞任され、その

後任として、巽友正教授（理学部・流体物理学講座担当）が同日付けで新学生部長に任命された。

〈部局の動き〉

医療技術短期大学部主事の交替

4月21日、村地 孝主事の任期満了に伴い、その後任として熊谷直家教授（医療技術短期大学部・看護学科）が任命された。任期は、昭和54年3月31日までである。

防災研究所長の交替

5月1日、石原安雄防災研究所長の任期満了に伴い、その後任として中島暢太郎防災研究所教授（災害気候研究部門 担当）が任命された。任期は、昭和54年4月30日までである。

〈紹介〉

医学部附属動物実験施設

本施設は地上4階、地下2階、総面積約6,490㎡を有しており、国立大学医学部の動物実験施設としては、わが国最大の規模を誇っている。内部設備も多くユニークなものを持っており、収容動物種は、マウス、ラット、ゴールデンハムスター、モルモット、ウサギ、イヌ、ネコ、サル類であるが、このうちマウス、ラットにおいては、生産も含め、すべて SPF（病原体フリー）状態のものを使用している。またマウス以外の動物は原則として自動飼育機を使用し、衛生的な飼育管理とともに、労力の節約をはかっている。これは新動物棟の建設が、「動物実験はよりよい動物を用いて、よりよい環境で行なわれなければならない」という考えのもとに、最新の技術導入が行なわれたためである。

共同利用に関しては、管理運営に十分留意し、できるだけ利用の便を計っている。ちなみに現在の施設利用講座は医学部全講座の約75%に及び、昭和51年の飼育動物数は別表のとおりである。共同利用施設であるため、利用者と管理側又は利用者

相互のトラブルは不可避だと考えられていたが、現在までトラブルは殆んどなく順調に運営されている。特にマウス、ラットにおいては原則として SPF 動物を使用することになっているが、研究者の十分な理解により、現在まで実験中の疾病は発生しておらず、精度の高い実験が行なわれている。

このような施設の業務を行なっていくにはかなりの職員が必要であるが、現在教官2名、技官、技能員等12名でどうにか業務を遂行している。もちろん多分に各講座の援助に頼らざるを得ない部分が少なくないが、この施設が医学研究へ果している寄与は大きいものと自負している。

医学部における実験動物教育、研究も含めて、施設としてまだまだ問題点が多い。例えば、空調に伴う光熱水料の膨大化に加えて昨今の値上げ、空調機器等の保守維持費等を含めた運営費の切迫による利用者への過大な負担増、絶対的な労働力の不足、又実験動物科学の未熟さ故の教育・研究活動の不足等多くのことを抱えているが、これらは今後解決されるべき課題である。と同時に、これら の点に関し各方面の深いご理解を望む次第である。

動物種	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
マウス	337	1,344	1,768	1,520	2,805	3,338	3,315	3,505	4,486	4,723	5,266	5,930	3,237
ラット	46	371	567	687	903	953	1,149	1,280	1,681	1,494	1,042	1,160	753
ゴールデンハムスター	99	131	130	101	98	68	33	67	51	42	28	24	71
モルモット	54	81	65	49	23	21	21	32	44	20	9	35	37
ウサギ	228	255	275	293	293	324	371	367	371	322	302	330	305
ネコ	11	10	19	20	21	27	29	28	24	23	27	23	22
サル	26	25	23	22	28	27	28	27	24	26	25	25	25
イヌ	108	121	113	87	88	88	105	118	108	145	99	87	104

(医学部)